医療機関が開設する指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の運営規程の記載例

＊下記は記載例であり、記載内容は、基準を満たす限り、任意のもので構いません。

医療法人○○会　△△病院（診療所）

［指定訪問リハビリテーション事業所及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所］運営規程

　（事業の目的）

第１条　医療法人○○会（以下「事業者」という。）が開設する指定訪問リハビリテーション事業所及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリする事項を定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者という。」）で、医師が訪問リハビリテーション等の必要を認めた者に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

　（運営の方針）

第２条　事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との密接な連携を図る。

　（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　医療法人○○会△△病院（診療所）

（２）所在地　岡山県○○市………

　（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　医師１名

　　　事業所の従業者の管理及び訪問リハビリテーション等の利用の申込みに係る調整業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

（２）医師　　　　○名（常勤職員）　※員数については「○名以上」の表記も可能です。

理学療法士　○名（常勤職員）

　　作業療法士　○名（常勤職員）

　　　言語聴覚士　○名（非常勤職員）

　　　（介護予防）訪問リハビリテーション計画書に基づき、訪問リハビリテーション等を行う。

（３）事務職員　１名（非常勤職員）

　　　必要な事務を行う。

　（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び１２月２９日から１月３日までを除く。

（２）営業時間　月、火、水、金、土曜日は、午前８時３０分から午後５時３０分までと　し、木曜日は、午前８時３０分から午後１時までとする。

　（利用料その他の費用の額）

第６条　訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該訪問リハビリテーション等が法定代代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

２　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実費を利用者から徴収する。

　　なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

　　通常の事業の実施地域を越えた地点から１キロメートルにつき×××円

３　前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説

　明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

　（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、○○市、△△町、□□町の区域とする。

（衛生管理）

第８条　事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

２　事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

（１） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２） 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３） 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

　（苦情処理）

第９条 事業者は、提供した訪問リハビリテーション等に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため相談窓口を設置する。また、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じて、利用者及びその家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第10条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに岡山県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

２　事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

３　事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（個人情報の保護）

第11条　事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。また、利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第12条　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）の定期的な開催及びその結果についての従業者への周知徹底

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第13条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第14条　事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問リハビリテーション等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問リハビリテーション等の提供を行うよう努めるものとする。

　（その他運営に関する重要事項）

第15条 その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

（１）事業者は、従業者の資質の向上のために研修の機会を設ける。

（２）従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

（３）従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（４）事業者は、適切な訪問リハビリテーション等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（５）この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人○○会が定めるものとする。

　（附則）

　この規程は、令和○年○月○日から施行する。

この規程は、令和△年△月△日から施行する。